

接続機器提供規約

ソフトバンク株式会社(以下、「当社」という。)は以下の条項(以下、「本規約」という。)に従い、契約申込書記載内容に応じて当社サービス利用申込者(以下、「お客様」という。)に対して、通信サービス(第1条に定義)利用を前提に、VoIP ゲートウェイ(以下、「接続機器」という。)の提供及び通信サービス利用のための接続機器の設定、接続機器等の保守対応を提供します。

(接続機器の提供)

第1条 当社はIP電話サービス契約約款に規定する第7種IP電話サービス契約(サービス名称「おとく光電話」「おとく光電話 ボイスアクセスタイプ1」「おとく光電話 ボイスアクセスタイプ2」)、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第1種オープンデータ通信網契約サービスで区分が「他社卸回線型」のもの(サービス名称「SmartInternet 光アクセスプラン FIPoE ボイスタイプ Biz コラボ」)、データ通信網サービス契約約款で区分が「IP通信網相当回線 タイプ1 プラン5 音声利用型」(サービス名称「SmartVPN 光アクセスプラン FIPoE ボイスタイプ Biz コラボ」)及びデータ通信網サービス契約約款で区分が「接続契約者回線 特定イーサ伝送相当回線 音声利用型」(サービス名称「Ondemand Ether ギャランティボイスタイプ/スピードボイスタイプ/バリューボイスタイプ」)(以下、これらを総称して「通信サービス」という。)への接続端末として、お客様へ、当社が指定した接続機器を提供します。提供する接続機器は、通信サービスの種類に応じてVoIP ゲートウェイ(COT)、VoIP ゲートウェイ(BRI)、VoIP ゲートウェイ(IP)又はVoIP ゲートウェイ(PRI)のいずれかとなります。VoIP ゲートウェイ(COT)、VoIP ゲートウェイ(BRI)又はVoIP ゲートウェイ(IP)(以下、これらを総称して「接続機器(COT/BRI/IP)」という。)の場合には無償譲渡、VoIP ゲートウェイ(PRI)(以下、「接続機器(PRI)」という。)の場合には無償レンタル提供します。また、通信サービスを利用するために必要となる接続機器の設定と接続機器の保守対応、SIP 接続利用時の保守対応を通信サービスに付随してお客様へ提供します。(以下、接続機器の提供、通信サービス利用のための接続機器の設定、接続機器の保守対応及び SIP 接続利用時の保守対応を総称して「本サービス」という。)

2. 本サービスは通信サービスと紐づけての利用のみが可能であり、単体での利用はできません。
3. 当社が本規約に基づきお客様に提供する接続機器以外の機器に対して、本規約に基づく設定や保守を提供することはできません。また、通信サービス解約後の接続機器について本規約に基づく設定や保守の提供はできません。

(利用契約の成立)

第2条 お客様が当社指定の申込書により本サービスの申し込みを行い、当社が申し込み受付を行った日をもって、当社とお客様との間に本サービス利用契約(以下、「利用契約」という。)が成立します。

2. 当社は、お客様が利用申し込みにおいて指定する機種及び開通工事希望日（以下、「利用開始日」という。）に従って接続機器を提供するものとします。

なお、通信サービスの利用契約と同時の申込みの場合は、本サービスの利用開始日は、通信サービスの開通日と同日とし、それ以外の日を利用開始日として指定することはできません。

3. 接続機器（COT/BRI/IP）の所有権は、本サービスの利用開始日をもって当社からお客様へ移転します。

4. 本サービスの契約名義は通信サービスの契約名義と同一とします。なお、通信サービスの利用契約におけるお客様の地位を第三者に譲渡する場合には、接続機器（COT/BRI/IP）の所有権及び本サービス上のお客様の地位も当該第三者に譲渡するものとします。

（利用料金）

第3条 本サービスの対価（接続機器の設定および保守の対価。以下、「利用料金」という。）は、別表②から別表④に定めるとおりとします。利用料金のうち月額料金の課金開始日は本サービスの利用開始日の翌日となります。ご利用開始日が暦月途中の場合は、本サービスの利用開始日の翌日から、日割り計算を行います。

2. 当社は、利用料金を、通信サービスのご利用料金に合わせてお客様へ請求し、お客様は通信サービスのご利用料金と合わせて本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。

（接続機器の設置）

第4条 本サービスのご利用場所は、通信サービスの接続回線の設置住所とします。当社は利用契約成立後、利用開始日までに、本サービスのご利用場所に接続機器を配送または設置をします。なお理由のいかんにかかわらず、お客様は、当社の事前の承諾なく、接続機器の移設や繋ぎ変え、他回線への接続をすることはできません。

2. 当社が接続機器を設置する場合、あらかじめお客様の許可を得て、本サービスのご利用場所に立入り、お客様の指定する場所に設置します。なお接続機器の設置場所は、当社が設置する場合であってもお客様が設置する場合であっても、通信サービスの終端機器から当社が定める範囲とします。

3. お客様は、接続機器に供給する電力をお客様の負担により用意するものとします。なお、接続機器以外の、通信サービス利用のための電話機、主装置及びネットワーク機器等は、お客様ご自身にてご用意いただきます。

（接続機器の設定）

第5条 当社は通信サービスのお申込み内容に応じて、接続機器の設定を実施します。なお、当社による通信サービスの提供に影響ない接続機器の設定は、お客様にて任意に実施することができます。

2. 接続機器の設定内容は全てお客様情報となりますので、設定内容はお客様ご自身が管理するものとします。

(接続機器の保守)

第6条 お客様は、接続機器が故障により使用不能となった場合は、当社所定の通信サービスの故障受付窓口にご申告いただくことで接続機器の故障診断及び代替の接続機器の無償提供を受けることができます。

なお、正常品の提供は原則配送による提供となりますが、通信サービスの保守サービスによる故障診断と同時に当社が設置する場合があります。

2. 前項により当社がお客様に提供する接続機器（COT/BRI/IP）の所有権は、お客様による当該接続機器の受取日または当社による設置日のいずれか早い方をもって当社からお客様へ移転します。

3. 第1項に基づき当社がお客様に正常品を提供した場合で、当社が故障診断の対象となった接続機器（COT/BRI/IP）（以下、「故障機器（COT/BRI/IP）」という。）を譲り受ける旨をお客様に書面で申し出た場合は、当該申し出の時点をもって、故障機器（COT/BRI/IP）の所有権は当社に移転するものとします。

(接続機器の管理)

第7条 お客様は、接続機器を善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。

(接続機器の移転に伴う利用契約の取り扱い)

第8条 通信サービスの設置場所の移転をお申し出いただいた場合は、移転元でご利用の接続機器にかかる本サービス（設定及び保守）は移転元での通信サービスの利用終了日をもって解約となり、移転先での通信サービスの開通日を利用開始日とした新たな利用契約が成立するものとし、当社はお客様に新たな接続機器を提供いたします。

(接続機器変更に伴う利用契約の取り扱い)

第9条 お客様が本サービスご利用中に接続機器の機種変更又は接続構成の変更をご希望の場合は、当社通信サービス取扱所にお申し出いただきます。

2. 当社は、お客様の通信サービスのご利用状況等に鑑みて妥当であり当社が提供可能と判断した場合、お客様の指定する機種、機器構成等に合致した新たな接続機器をお客様が指定する利用開始日までに提供する場合があります。この場合、新たな接続機器にかかる新たな本サービスの利用契約が成立するものとし、利用中の接続機器にかかる本サービスは新たな機器の利用開始日をもって解約となります。

(利用契約の解約)

第 10 条 利用契約の解約の申し込みは、当社通信サービス取扱所において受付いたします。

2. 通信サービスのうちいずれかにかかる契約が終了した場合は、利用契約は当然に終了するものとします。
3. お客様が接続機器（COT/BRI/IP）の所有権を有しなくなったときは、利用契約は当然に終了するものとします。
4. 当社は、お客様が利用契約に違反し、相当の期間をもって催告してもこれを是正しない場合には、お客様に通知することにより、利用契約を解除できるものとします。
5. 利用料金のうち月額料金の課金終了日は本サービスの解約日の前日とし、本サービスの解約日が暦月途中の場合は、本サービスの解約日の前日までの日割り計算を行います。
6. 本サービスの解約に伴う接続機器（COT/BRI/IP）の撤去、管理及び廃棄等は、本サービスに含まれておりませんので、お客様にて実施願います。
7. 本サービスの解約に伴う接続機器（PRI）の撤去は、当社が実施するものとし、お客様はこれに協力するものとします。

(禁止行為)

第 11 条 お客様は理由のいかんにかかわらず、利用契約の有効期間中は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 接続機器について改造・加工等その原状を変更すること。
- (2) 接続機器を第 4 条第 2 項に定める範囲から移動させること。
- (3) 接続機器に他の機器を付加させ、または機器を他の機器に付加させること。
- (4) 接続機器を第三者に使用させ、または占有名義を移転すること。
- (5) 利用契約に基づく権利・地位を第三者に譲渡し、または担保に差し入れること。

2. お客様は、前項にかかわらず、やむを得ない場合には、当社の事前の書面による承諾を得た上で前項(1)ないし(3)の行為を行うことができます。但し、要した費用(契約終了時に原状に復する費用を含む)についてはすべてお客様が負担するものとします。

(プログラム複製等の禁止)

第 12 条 お客様は、接続機器にその一部を構成するプログラムが含まれている場合、そのプログラムに関して次の行為を行ってはなりません。

- (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること。
- (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
- (3) プログラムを変更しまたは改作すること。
- (4) プログラムの翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはプロ

グラムに基づく二次著作物を作成すること。

(秘密の保持)

第 13 条 お客様及び当社は、利用契約の履行により知り得た相手方業務上の機密事項を含む一切の情報(ただし、公知の事実は除く)を理由のいかんにかかわらず第三者に開示・漏洩してはならないものとします。これは、利用契約が終了後も同様とします。

(お客様情報の利用目的)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、当社は、お客様のパーソナルデータ(お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。)を「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

(免責条項)

第 15 条 当社は、お客様による本サービスの利用に関連し、お客様および第三者に発生した損害に対して、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き一切の責任を負いません。

2.当社の責めに帰する事由によりお客様に損害を与えた場合、当社が支払う損害賠償額は、お客様から当社に支払われる月額利用料金を上限とします。

(協議解決)

第 16 条 本利用契約の履行について疑義が生じた場合又は、利用契約に定めのない事項については、お客様と当社とで誠意をもって協議するものとします。

(管轄裁判所)

第 17 条 本利用契約に関連して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別表①)

当社指定の接続機器

| 機種名 | 通信サービスアクセス品目 |
|-------------------|---|
| VoIP ゲートウェイ (COT) | 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ Ondemand Ether ギャランティボイスタイプ Ondemand Ether スピードボイスタイプ Ondemand Ether バリューボイスタイプ ボイスアクセス タイプ 1 ボイスアクセス タイプ 2 |
| VoIP ゲートウェイ (BRI) | 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ Ondemand Ether ギャランティボイスタイプ Ondemand Ether スピードボイスタイプ Ondemand Ether バリューボイスタイプ ボイスアクセス タイプ 1 ボイスアクセス タイプ 2 |
| VoIP ゲートウェイ (IP) | 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ |
| VoIP ゲートウェイ (PRI) | Ondemand Ether ギャランティボイスタイプ Ondemand Ether スピードボイスタイプ Ondemand Ether バリューボイスタイプ ボイスアクセス タイプ 1 ボイスアクセス タイプ 2 |

(別表②)

ゲートウェイ管理料

(税別)

| 機種 | 月額料金 | | | 課金単位 |
|-------------------|------------|------------|---------------|------|
| | A/B プラン | C/D プラン | スタンダード プラン | |
| VoIP ゲートウェイ (COT) | 無料 | 500 円 | 500 円 | 機器 |
| VoIP ゲートウェイ (BRI) | 無料 | 500 円 | 500 円 | 機器 |
| VoIP ゲートウェイ (IP) | - | 500 円 | 500 円 | 機器 |
| VoIP ゲートウェイ (PRI) | - | - | 5,000 円 | 機器 |

(別表③)

保守パックの種類

| 名称 | 通信サービスアクセス品目 |
|--------------------------------|--|
| 保守パックライト | SmartInternet 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ SmartVPN 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ Ondemand Ether ギャランティボイスタイプ Ondemand Ether スピードボイスタイプ Ondemand Ether バリューボイスタイプ ボイスアクセス タイプ 1 ボイスアクセス タイプ 2 |
| 保守パックプラス | SmartInternet 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ |
| 保守パックプラス (回線) 保守パックプラス (GW) | SmartVPN 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボ |

保守バックの料金

(税別)

| 名称 | 月額料金 | | 課金単位 |
|---------------|----------------|---------------|------|
| | A/B/C/D プラン | スタンダード プラン | |
| 保守バックライト | 1,000 円 | | 回線 |
| 保守バックプラス | 3,000 円 | 3,500 円 | 回線 |
| 保守バックプラス (回線) | 3,000 円 | 3,000 円 | 回線 |
| 保守バックプラス (GW) | 無料 | 500 円 | 回線 |

※保守バックプラス及び保守バックプラス (回線) は、通信サービスの契約約款に規定する月額料金を記載しています。また、保守バックライトのうち通信サービスアクセス品目が SmartInternet 光アクセスプラン F IPoE ボイスタイプ Biz コラボの場合の料金は通信サービスの契約約款に規定しています。(上記と同額です。)

(別表④)

各種工事費

(税別)

| 工事費名称 | 一時料金 | 課金単位 |
|-----------------------------|----------|------|
| 設定料 | 1,000 円 | 機器 |
| 発送・登録手数料 | 3,000 円 | 機器 |
| 業者派遣料 | 5,000 円 | 工事 |
| 業者設定料 接続機器 (COT/BRI) の場合 | 13,000 円 | 機器 |
| 業者設定料 接続機器 (PRI) の場合 | 15,000 円 | 機器 |
| IP 接続設定料 | 25,000 円 | 回線 |
| 業者撤去料 | 5,000 円 | 工事 |

※「設定料」は接続機器の変更等で設定変更の作業が必要な場合の料金、「発送・登録手数料」は接続機器を当社の作業員が発送手配する場合の料金、「業者派遣料」は接続機器の設置工事等のために当社の作業員が接続機器設置場所を訪問する場合の料金、「業者設定料」は接続機器設置場所等において当社作業員が設定作業をする場合の料金、「IP 接続設定料」は SIP 接続利用（接続機器 (IP) 含む）において通信回線の設置場所にて当社作業員が SIP 接続試験等をする場合の料金、「業者撤去料」は接続機器 (COT/BRI/IP) を本サービス解約後に当社の作業員が撤去作業する場合の料金です。

※各種料金につきましては予告なく変更する場合があります。最新の料金については、ソフトバンクホームページを (<https://www.softbank.jp/biz/voice/otoku-hikari/price/>) を確認してください。

(2022.4)